



青少年センターだより 第3号

令和5年3月24日発行
帯広市教育委員会
青少年センター
☎ 0155-65-4161

3年ぶりの本格開催！厳寒のなか賑わう第60回帯広氷まつりを巡回

1月27日（金）～29日（日）に開催され、十勝総合振興局の職員と合同で巡回を実施しました。

コロナウイルス感染防止対策で、昨年は中止・一昨年は会場を分散しての開催となり、今年は久しぶりに緑ヶ丘公園一帯での本格開催となりました。

厳寒のなか、冬のイベントを楽しみにしていた家族連れや観光客でにぎわっており、青少年の姿も多く見かけましたが、問題行動等はなく、皆ルールを守ってそれぞれ楽しんでいました。



『子ども110番の家』の登録にご協力を！！

◆『子ども110番の家』って何？

子どもたちが、学校の登下校などの際に、身に迫った危険を感じたり、犯罪などに巻き込まれそうになった時などに、のぼり旗の立っているお店や住宅に逃げ込むことで、子どもたちの身の安全を守り、被害の未然防止や早期解決を図るものです。

◆『子ども110番の家』ではどんなことをするのか？

逃げ込んできた子どもたちを保護し、状況に応じて110番・119番に通報します。また保護者に連絡して、迎えに来るまで安全を確保します。



◆『子ども110番の家』は何か所あるのか？

令和5年2月末現在、個人住宅・郵便局・銀行・スーパー・コンビニ・商店・ガソリンスタンドなど合わせて、約1,000か所の設置協力をいただいています。



子どもたちの笑顔のために！



◆『子ども110番の家』の旗などの用意はどうすればよいのか？

お申込みを受けた帯広市青少年センターがのぼり旗とポールをお渡しします。

『子ども110番の家』の登録・申し込みはこちらまでお願いいたします。

帯広市庁舎8階 帯広市教育委員会
学校教育部 教育総務室 学校地域連携課
青少年センターまでご連絡ください。

直通電話0155-65-4161

FAX 0155-23-0161

E-Mail: school_cooperation@city.obihiro.hokkaido.jp



自転車の安全利用と乗車者の安全確保を促進するため、令和4年11月1日に「自転車安全利用五則」が改正されました。

自転車は「車のなかま」です！！

【内閣府・交通安全対策ホームページ資料より】
【警察庁Webサイトより】

近年の巡回指導内容の特徴として、「自転車走行時における交通ルール指導」が大きな割合を占めていることがあげられます。青少年センターでは引き続き「自転車安全利用五則」やその他の交通ルールに基づき、児童・生徒が自転車で安全に走行できるよう指導を行っていきます。

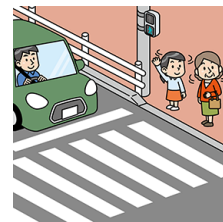
1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は「軽車両」と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは「車道通行」が原則です。そして車道の左側に寄って通行しなければなりません。歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止をしなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号が青になってから安全確認をし、一時停止のある交差点では、必ず一時停止をして、安全確認をして横断しましょう！



3 夜間はライトを点灯

夜間は、ライトを点けなければなりません。自転車に乗る前に、ライトが点くか点検しましょう。



4 飲酒運転は禁止

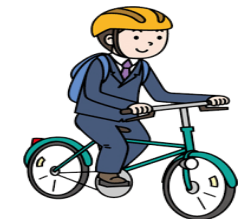
お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。



5 ヘルメットを着用

全ての年齢層の自転車利用者に対して、着用の努力義務！！

自転車乗用中の乗車用ヘルメット非着用時の死傷者に占める死者の割合（致死率）は着用時に比べて約2.2倍高くなっています。
→頭部損傷を保護する手段として、有効性が確認されています。



自転車運転者が危険行為を繰り返すと

自転車運転者講習制度

の対象となります。

主な危険行為

信号無視

一時不停止

右側通行

など
15種類

自転車講習制度のながれ

自転車運転者が危険行為を繰り返す
●3年以内に2回以上

公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

講習の受講
○時間：3時間
○受講料：6000円

※ 受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金が科せられる場合もあります。

【北海道警察本部資料より】